

総行人第9号
令和7年3月28日

各都道府県担当部長 殿
(財政担当課・市町村担当課扱い)
(子供の農山漁村体験(通称「子ども農山漁村交流プロジェクト」)担当課扱い)

総務省地域力創造グループ
人材力活性化・連携交流室長
(公印省略)

子供の農山漁村体験(通称「子ども農山漁村交流プロジェクト」)における
特別交付税措置等について(通知)

平素より、地域の振興につきまして、格別のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

都市部の児童生徒が、小中高の各段階において、一定期間農山漁村に滞在し、農林漁業体験等を行うことは、子供達の将来の地方へのUIJターンの基礎を形成するとともに、他者への思いやり、リーダーシップを育成する効果等が大きいことから¹、地域社会を担う人材の育成にも資するものです。

また、地方の児童生徒も、都市部の児童生徒と交流することにより、足元の地方の魅力を再発見することにもつながるとともに、こうした体験活動の推進は、都市と農山漁村の相互理解の増進に寄与し、受入地にとっての地方創生にも資する²ものです。

このため、平成30年12月25日付け閣副第817号、府地事第1199号、総行人第53号、30文科教第263号、30農振第2667号、環自国発第1812211号、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官、内閣府地方創生推進事務局長、総務省大臣官房地域力創造審議官、文部科学省総合教育政策局長及び初等中等教育局長、農林水産省農村振興局長並びに環境省自然環境局長通知において、その推進について通知し、引き続き子供の農山漁村体験を関係省庁で連携して推進しているところです。

これらを踏まえ、今般、総務省においても、本取組を更に推進するため、特別交付税措置等について、令和7年度から下記のとおり拡充することとしましたのでお知らせいたします。

各都道府県におかれましては、本取組の推進について、格別の配慮をお願いいたします。また、貴都道府県内の市町村に対し、本通知について周知されますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

¹ 農山漁村での長期宿泊体験による教育効果評価委員会「農山漁村での長期宿泊体験による教育効果について」(平成21年12月)

² 農林水産省農村振興局都市農村交流課「子ども農山漁村交流プロジェクトアンケート調査」(平成24年6月)

記

都道府県及び市町村における本取組に要する経費については、令和7年度から、特別交付税による財政措置の対象を、以下のとおりとすることとする。

第1 対象事業

対象事業は、以下の①～③の要件をいずれも満たすものとする。

- ① 学校教育活動又は社会教育活動（地方公共団体が主体となって実施したものに限る）の一環として実施されるものであること
- ② 子供が受入地域の住民と接触する機会が確保されていること
- ③ 子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること

第2 対象経費

以下の3つの経費を措置対象とする。なお、市町村の負担に対して都道府県が補助金等を交付した場合、特別交付税の対象とする。

- 1 推進協議会（都道府県及び市町村）の運営に要する経費
- 2 地域協議会（受入側及び送り側）の運営に要する経費
- 3 小学生及び中学生の宿泊体験活動に要する経費

(1) 「推進協議会（都道府県及び市町村）の運営に要する経費」について

都道府県及び市町村において設置される推進協議会の取組における以下の経費について、特別交付税の対象とする。

- ア. 都道府県内及び市町村内の交流計画、受入地域や送り出し学校・児童生徒数拡大計画等の推進計画の検討・策定
- イ. 都道府県及び市町村の受入地域や送り出し学校・教育委員会等を対象とする研修会の開催
- ウ. 都道府県内の市町村間及び市町村内の連携体制を構築するための説明会や検討会等の開催
- エ. コーディネーターの配置（人件費等）
- オ. その他、上記ア～エの取組の推進を目的として行う取組

※ 「コーディネーターの配置（人件費等）に係る経費について、令和7年度より、対象経費の上限を、1協議会あたり220万円に引き上げることとする。

(2) 「地域協議会（受入側及び送り側）の運営に要する経費」について

本取組の推進を目的として、市町村が地域協議会（受入側及び送り側）を設置し、

同協議会が以下のような取組を行った場合、特別交付税の対象とする。

- ア. 本取組に向けたワークショップの運営
- イ. 受入れ又は送り出しのための研修会（子供の受入れや送り出しを行う農林漁家・学校・教育委員会や団体等に対する安全対策等の研修会を含む）の開催
- ウ. コーディネーターの配置（人件費等）
- エ. その他、上記ア～ウの取組の推進を目的として行う取組
- ※ 「「コーディネーターの配置（人件費等）」に係る経費について、令和7年度より、対象経費の上限を、1協議会あたり220万円に引き上げることとする。

(3) 「小学生及び中学生の宿泊体験活動に要する経費」について

本取組のため、以下の経費を市町村（受入側及び送り側）が負担した場合、特別交付税の対象とする。

- ア. 子供、教員、指導者、NPO スタッフその他本取組に携わる者に係る宿泊費用等の施設使用料（ただし、当該経費が受入地域内の個人・法人・団体等に対して、支出されるものに限る）
- イ. 教員、指導者、NPO スタッフその他本取組に携わる者が行う事前調査や打ち合わせのための旅費
- ウ. 本取組のために要する借損料（バスその他の車輛や備品等の借上げ料等）
- エ. 子供や指導者（教員及びNPO スタッフその他本取組に携わる者等を含む）に係る保険料
- オ. 指導者、NPO スタッフその他本取組に携わる者に対する謝金（本取組実施前後の打ち合わせに係るものも含む）
- カ. 本取組のための通信運搬費（本取組を実施した後、本取組に参加した子供と受入地域の継続的な交流を図ることを目的として、本取組に参加した子供等に対して受入地域に関する情報（地域の状況やイベント等を紹介するものを含む）を提供するために資料等を送付する場合の通信運搬費を含む）
- キ. 本取組のための消耗品（子供の安全や衛生を確保するための衣服や器具等を含む）に係る費用
- ク. 本取組のための資料作成費（事後報告書、及び、本取組を実施した後、本取組に参加した子供と受入地域の継続的な交流を図ることを目的として、本取組に参加した子供等に対して受入地域に関する情報（地域の状況やイベント等を紹介するものを含む）を提供するための資料等を含む）
- ケ. コーディネーターの活用に係る経費（宿泊体験活動に伴ってコーディネーターに係る旅費、謝金等）

第3 留意点

- 1 「社会教育活動」とは、社会教育法第2条に定義されるものをいい、ここでは、小学生及び中学生に対し、地方公共団体が主体となって実施するものを対象とする。

- 2 「コーディネーター」とは、農山漁村体験に参加する子供にとって安全・安心かつ教育効果の高い内容とするために、受入側と送り側との連絡調整等を行う者とする。
- 3 当該特別交付税の措置率は、0.5である。ただし、「推進協議会（都道府県及び市町村）の運営に要する経費」及び「地域協議会（受入側及び送り側）の運営に要する経費」の「コーディネーターの配置」に係る経費については、令和7年度より、対象経費の上限を、1協議会当たり220万円に引き上げることとする。
- 4 第2の経費については、同一市町村内において交流を行い、市町村が経費を負担した場合又は市町村の負担に対して都道府県が補助金を交付した場合も特別交付税の対象とする。

なお、国庫補助事業として、同様の経費について補助金が交付される場合、特別交付税措置の対象とならないが、国庫補助事業の地方負担分については、特別交付税措置の対象となる。ただし、国庫補助事業の地方負担分が普通交付税の単位費用として計上されるものについては、特別交付税措置の対象とならない。